

# 賃金単価作成マニュアル

労働条件確認帳票（チェックシート）の以下の質問項目について、本マニュアルをご参考ください。

従事者の賃金単価	従事者の1時間あたり賃金単価の最低額及びその職種
----------	--------------------------

## 1. 判定対象となる賃金

判定の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## 2. 最低賃金額以上かを確認する方法

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- (1) 時間給制の場合  
時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合  
日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)  
ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 $\geq$ 最低賃金額(日額)
- (3) 月給制の場合  
月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合  
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合  
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

### ※労働報酬下限額が適用される契約について

「2. 最低賃金以上かを確認する方法」の「最低賃金」を「労働報酬下限額」と読み替え、以下にご留意ください。

- ・工事業務以外の従事者については、「1. 判定対象となる賃金」に「1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)」を含めてください。
- ・工事業務における技能労働者については、「1. 判定対象となる賃金」に、「臨時に支払われる賃金」「1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)」「精皆勤手当、通勤手当及び家族手当」を含めてください。

## 【賃金単価計算の例（労働報酬下限額が適用されない契約の場合）】

提出者（受注者）A社における従事者の賃金の最低額及び労働時間等が以下の場合

賃金区分	支給額（月額）
基本給（月給制）	170,000円
職務手当	30,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	35,000円
合計	240,000円

区分	労働日数等
年間所定労働日数	250日
1日の所定労働時間	8時間

A社の1時間当たりの賃金単価の最低額は次のように計算します。

### 1. 判定対象外となる賃金を除外

A社における従事者の賃金最低額から、判定の対象とならない賃金を除きます。除外される賃金は通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されません。

$$\begin{array}{ccccccc} 240,000 \text{円} & - & ( & 5,000 \text{円} & + & 35,000 \text{円} & ) = 200,000 \text{円} \\ \boxed{\text{支給額合計}} & & & \boxed{\text{通勤手当}} & & \boxed{\text{時間外手当}} & \boxed{\text{判定対象となる支給額}} \end{array}$$

### 2. 1時間当たりの賃金単価に換算

$$\begin{array}{ccccccc} ( & 200,000 \text{円} & \times & 12 \text{か月} & ) & \div & ( & 250 \text{日} & \times & 8 \text{時間} & ) = 1,200 \text{円} \\ \boxed{\text{判定対象となる支給額}} & & & \boxed{\text{年間月数}} & & & \boxed{\text{年間所定労働日数}} & & & \boxed{\text{1日の所定労働時間}} & \end{array}$$

⇒ A社の1時間当たりの賃金単価の最低額は、1,200円となります。